

新潟県中東福祉事務組合特定事業主行動計画の実施状況及び新潟県中東福祉事務組合における女性の活躍状況の公表（令和7年6月）

新潟県中東福祉事務組合では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき「新潟県中東福祉事務組合特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、新潟県中東福祉事務組合における女性の活躍状況を公表いたします。

【職業生活における機会の提供に関する実績】

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

令和6年度 職員採用なし

（2）各役職段階に占める女性職員の割合

役職	目標 R7年度	R5年度	R6年度	伸び率 (R6－5)
係長以上	30.0%	30.0%	27.3%	▲2.7ポイント
事務局長、事務長、園長・所長		25.0%	0.0%	▲25.0ポイント
係長		33.3%	42.9%	9.6ポイント

【職業生活と家庭生活との両立に資する制度の概要】

（1）男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

	目標 R7年度	R5年度	R6年度
女性	100%	100%	100%
男性	取得実績を増やす	0.0%	0.0%

○取得期間の状況

【女性職員】

- ・令和5年度 対象者2人 1年以上1年半未満：50% 2年以上：50%
- ・令和6年度 対象者1人 2年以上：100%

【男性職員】

- ・令和5年度 対象者1人（取得実績なし）
- ・令和6年度 対象者なし

(2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得状況

	目標 R 7 年度	R 5 年度	R 6 年度
配偶者出産休暇取得率	100%	100%	0.0%
育児参加のための休暇取得件数	取得実績を増やす	3 件	10件

○配偶者出産休暇取得

- ・令和 5 年度 対象者 1 人
- ・令和 6 年度 対象者なし

○育児参加のための休暇取得

- ・令和 5 年度 子の看護休暇 3 件
- ・令和 6 年度 子の看護休暇 10件

(3) 職員 1 人当たりの月平均時間外勤務時間

目標 R 7 年度	R 5 年度	R 6 年度
減縮する	4 時間	4 時間

(4) 年次有給休暇の取得状況

目標 R 7 年度	R 5 年度 (R5. 1. 1～R5. 12. 31)	R 6 年度 (R6. 1. 1～R6. 12. 31)
平均取得日数 8 日以上	7.9日	12.1日

※年間 8 日以上付与された者に限る